

## 権利者探し 広告掲載申込方法

- ・ 「裁定による著作物の利用」制度（著作権法第 67 条）の利用を前提に広告を掲載する場合は、予め、「[著作権者不明等の場合の裁定制度](#)」（文化庁のホームページ）をご確認のうえ、文化庁著作権課管理係（TEL：03-5253-4111（内線：2847））にご相談ください。
- ・ 当ページを利用して「権利者探し」の広告掲載を実施したことが、裁定の承認を得られることを保証するものではありません。
- ・ [広告掲載約款](#)をご確認のうえ、以下の方法でお申込みください。

### 1. 広告掲載申込書、広告原稿の提出

(1) [広告掲載申込書](#)

(2) [広告原稿](#)

提出先メールアドレス：[search-info@cric.or.jp](mailto:search-info@cric.or.jp)

メールの件名：権利者探し広告掲載申込

(1) 広告掲載申込書

広告掲載申込書に必要事項をご記入のうえ、メール添付にてご提出ください。

※2021 年 11 月より押印不要としました。

(2) 広告原稿

※著作物そのものを広告に掲載することはできませんので、著作物の詳細（内容、公表年、公表された際の媒体・ページなど）を文章で説明してください。

①当センターのホームページに広告を掲載する場合

広告原稿フォーム（Word ファイル）に必要事項を入力の上、メール添付にてご提出ください。

②広告依頼者の指定するホームページに広告掲載する場合

(2) 広告原稿に記載の必要事項をホームページに掲載したうえで、リンク先の URL を広告掲載申込書にご記入ください。広告原稿の提出は不要です。

## 2. 広告原稿の修正

広告原稿に修正箇所があった場合は、修正原稿をメール送信いたしますので、問題等がないかご確認ください。

## 3. 広告掲載料のお支払い

請求書（PDF）をメール送信いたしますので掲載料をお振込みください。

※請求書原本が必要な場合はお知らせください。

広告掲載料：8,250 円（7,500 円+消費税） / 1 回の申請につき

## 4. 広告内容の確認

請求書をメール送信する際にお知らせするテストサイトに広告掲載を行いますので、広告の内容をご確認ください。

## 5. 広告掲載開始

広告掲載料の入金確認後、3～7 日程度で広告掲載を開始し、広告掲載承諾書（PDF）をメール送信いたします。

※広告掲載承諾書原本が必要な場合はお知らせください。

## 6. 広告掲載停止

広告は、広告掲載停止依頼書をご提出いただくまで掲載を続けます。広告掲載停止をご希望の場合は、広告掲載停止依頼書をメール添付にてご提出ください。

### [広告掲載停止依頼書](#)

提出先メールアドレス：[search-info@cric.or.jp](mailto:search-info@cric.or.jp)

メールの件名：権利者探し広告掲載停止依頼

以上